

「栃木県立高等学校の通学区域に関する規則」は平成26年4月1日付けで廃止されました。

「栃木県立高等学校の通学区域に関する規則」の概要について

栃木県立高等学校（以下「高等学校」という。）を受検する際には、「栃木県立高等学校の通学区域に関する規則」が適用されます。同規則の概要は以下のとおりです。

1 学区について

- (1) 全日制課程の普通科及び総合学科（ただし、中高一貫教育に係る併設型高等学校に設置された普通科は除く。以下「全日制普通科等」という。）の学区は、*別表第1のとおりとする。
- (2) 全日制課程の中高一貫教育に係る併設型高等学校に設置された普通科、全日制課程の専門学科、定時制課程、通信制課程の学区は、県内全域とする。

2 入学の志願について

- (1) 全日制普通科等を受検する者は、その者の保護者（その者に保護者がいない場合は、その者。以下同じ。）が居住している市町の所属する学区内の高等学校を志願するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、学区外の高等学校を志願することができる。
- (2) 学区外の全日制普通科等を受検する場合、学区外の受検者が入学することができるのは、当該高等学校における当該学科の募集定員の25%までとする。
- (3) 全日制普通科等を受検する者の保護者が*別表第2の調整地域にある市町に居住する場合は、それぞれ同表の高等学校の欄に掲げる高等学校を学区内の高等学校として受検することができる。

※課程、学科等と学区の関係

課程	学科等	学区等
全日制課程	○全日制普通科等 普通科及び総合学科（中高一貫教育に係る併設型高等学校に設置された普通科は除く。）	別表第1及び別表第2のとおり
	○中高一貫教育に係る併設型高等学校に設置された普通科 ○専門学科	県内全域
定時制課程 通信制課程	○全学科	

*別表第1

学 区	市 町	学 区 内 の 高 等 学 校
宇都宮学区	宇都宮市	栃木県立宇都宮高等学校 栃木県立宇都宮南高等学校 栃木県立宇都宮北高等学校 栃木県立宇都宮清陵高等学校 栃木県立宇都宮女子高等学校 栃木県立宇都宮中央女子高等学校
上都賀学区	鹿沼市 日光市	栃木県立鹿沼高等学校 栃木県立鹿沼東高等学校 栃木県立日光明峰高等学校 栃木県立今市高等学校 栃木県立鹿沼南高等学校
下都賀学区	栃木市 小山市 下野市 上三川町 壬生町 野木町 岩舟町	栃木県立栃木高等学校 栃木県立栃木女子高等学校 栃木県立栃木翔南高等学校 栃木県立小山高等学校 栃木県立小山南高等学校 栃木県立小山西高等学校 栃木県立小山城南高等学校 栃木県立上三川高等学校 栃木県立壬生高等学校 栃木県立石橋高等学校
安 足 学 区	足利市 佐野市	栃木県立足利高等学校 栃木県立足利南高等学校 栃木県立足利女子高等学校 栃木県立足利清風高等学校 栃木県立佐野東高等学校
芳 賀 学 区	真岡市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町	栃木県立真岡高等学校 栃木県立真岡女子高等学校 栃木県立益子芳星高等学校 栃木県立茂木高等学校
那 須 学 区	大田原市 那須塩原市 那須町	栃木県立大田原高等学校 栃木県立大田原女子高等学校 栃木県立黒磯高等学校 栃木県立黒磯南高等学校 栃木県立黒羽高等学校 栃木県立那須高等学校 栃木県立那須拓陽高等学校
塩 谷 ・ 南 那 須 学 区	矢板市 さくら市 那須烏山市 塩谷町 高根沢町 那珂川町	栃木県立矢板東高等学校 栃木県立高根沢高等学校 栃木県立さくら清修高等学校 栃木県立烏山高等学校 栃木県立馬頭高等学校

*別表第2

調 整 地 域	高 等 学 校
宇都宮市	栃木県立上三川高等学校 栃木県立壬生高等学校 栃木県立石橋高等学校 栃木県立高根沢高等学校 栃木県立さくら清修高等学校
さくら市 下野市 上三川町 芳賀町 壬生町 高根沢町	栃木県立宇都宮高等学校 栃木県立宇都宮南高等学校 栃木県立宇都宮北高等学校 栃木県立宇都宮清陵高等学校 栃木県立宇都宮女子高等学校 栃木県立宇都宮中央女子高等学校

【参考】 栃木県立高校の学区制度は平成26年4月1日付けで廃止されました。

学区制度のポイントと学区地図

H23. 10. 1現在

学区制度のポイント

- 1 学区が適用されるのは、全日制の普通科及び総合学科のみとする。
- 2 学区外の全日制の普通科及び総合学科の高校を受検する場合、学区外から入学できるのは、各高校の募集定員の25%以内とする。
- 3 下図斜線部分を共通学区とし、宇都宮学区内の受検者は、共通学区に設定された市町にある高校を学区内として受検可能とする。また、共通学区に設定されている市町の受検者は、宇都宮学区内にある高校を学区内として受検可能とする。

